

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年 5月28日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：30件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	屋外にある原子炉格納容器冷却海水系（B系）のポンプ出口ストレーナより、海水のリーク（鉛筆の芯1本程度）が認められたため、対応検討尚、当該ポンプを停止したことにより、海水のリークはにじみ程度となった。	C	5月28日公表済 (PDF 177KB)
2	2号機	復水脱塩装置再生搭室内ドレンサンプ用レベルスイッチの点検において、接点に動作不良が認められたため、当該レベルスイッチを修理	D	
3	2号機	原子炉建屋換気空調系給気ファン用軸受（電動機側）温度指示計の点検において、指示値不良（指針の引っ掛かり）が認められたため、当該温度指示計を交換	D	
4	2号機	原子炉建屋換気空調系給気ファン用軸受（吸込み側）温度指示計の点検において、計器精度外れが認められたため、当該温度指示計を交換	D	
5	2号機	主蒸気隔離弁室局所空調機用温度調節計の点検において、動作不良が認められたため、対応検討	D	
6	2号機	タービン建屋地階熱交換器室内での足場組立作業中に、足場用部品（クランプ：1個）を誤って下部作業エリアに落下させたため、対応検討	C	
7	2号機	原子炉給水ポンプ駆動用タービン（B）の点検において、ノズルダイヤフラム（2段目下半、4段目上半、5段目下半）の水平継手面に浸食が認められたため、当該部を溶接補修	D	
8	2号機	タービン補機冷却系ポンプ（C）入口圧力計用検出元弁の交換作業において、当該圧力計用検出配管を折損させたため、当該配管を交換	D	
9	2号機	第1給水加熱器（C）のドレンレベル調整弁等（2台）の点検において、弁体シート面に浸食が認められたため、当該部を再加工	D	
10	2号機	第1給水加熱器（A、B）のドレンレベル調整弁（2台）の点検において、弁体シート面に浸食が認められたため、当該弁体・弁棒（2組）を交換	D	
11	2号機	主蒸気逃し安全弁の開度発信器の点検において、端子箱接続部の制御信号ケーブル被覆及び端子箱に一部欠損が認められたため、当該開度発信器及び端子箱を交換	D	
12	2号機	主タービン蒸気加減弁（4台）の点検において、弁駆動機構用部品（上部・下部レバー等）の間隙寸法値に管理値外れが認められたため、当該部を修理	D	
13	2号機	低圧タービン（C）のノズルダイヤフラム（11段目上下半、12段目上下半）の浸透探傷検査において、ノズル面翼端部に線状指示模様が認められたため、当該部を溶接補修	D	
14	2号機	原子炉給水ポンプ駆動用タービン（B）の高圧蒸気加減弁及び低圧主蒸気止め弁の浸透探傷検査において、弁座及びストレーナ溶接部に線状指示模様及びブローホールが認められたため、当該部を溶接補修	D	
15	3号機	原子炉冷却材浄化系ろ過脱塩器（B）の出口サンプリング入口弁（2）の開閉表示用ランプ（発光ダイオード）のソケット部に破損が認められたため、当該ソケット部を点検・修理	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
16	3号機	制御棒駆動水圧制御ユニット（42-31等9台）用のアキュムレータ充填水入口弁（計9台）にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	C	
17	3号機	廃棄物処理系廃液脱塩器及びろ過脱塩器用イオン交換樹脂移送水の圧力調整弁下流側に設置されている安全弁が、動作設定圧力値未満の段階で動作したため、当該弁を点検・修理	対象外	
18	4号機	補機冷却海水系ポンプ出口ストレーナの出口弁（2台中、1台）にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
19	5号機	サービス建屋換気空調系ページング室空調機用冷却装置（B）の起動用温度スイッチに動作不良（ドリフト）が認められたため、当該温度スイッチを点検・校正	D	
20	5号機	タービン建屋換気空調系空気冷却装置（C）用圧縮機（A）に冷媒不足による自動停止事象が認められたため、当該圧縮機を点検及び冷媒を補充	D	
21	6号機	原子炉建屋排気用プロセス放射線モニタ取替工事に伴い仮設として使用していた同モニタ及びケーブルの撤去作業中、取替えた新規の検出器が誤動作し、非常用ガス処理系が自動起動したため、対応検討	C	
22	6号機	原子力安全基盤機構（JNES）による定期事業者検査（主蒸気逃がし安全弁・逃がし弁機能検査）の記録確認において、検査成績書記載の検査手順（実績）の一部記録不足に関する指摘を受けたため、対応検討	C	
23	6号機	タービン建屋換気空調系給気処理装置の暖房用加熱蒸気入口温度調節弁の開度指示調節計の点検において、計器精度外れが認められたため、当該調節計を調整	D	
24	6号機	廃棄物処理系機器ドレン混合ポンプ入口側ドレン配管に詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃	D	
25	6号機	5、6号機6.9kV高圧配電盤室換気空調系冷水ポンプのグラウンド部がグラウンドリーク水飛散防止カバーに覆われて、グラウンドリーク量の確認ができないため、対応検討	D	
26	6号機	タービン建屋地階西側廊下の床面塗装に一部剥離が認められたため、当該部を塗装修理	D	
27	6号機	廃棄物処理系フィルタスラッジ貯蔵タンク（B）のレベル計に指示値不良が認められたため、当該レベル計を点検・調整	C	
28	集中環境施設	中央操作室設置の1～4号機側中央操作室間のホットライン用受話器のコードに亀裂が認められたため、当該コードを交換	D	
29	集中環境施設	焼却工作建屋換気空調系冷凍機（B）用圧縮機（2）の点検において、クランクシャフトの連結部に摩耗が認められたため、当該シャフトを交換及び関連付属部品を点検・修理	D	
30	集中環境施設	雑固体廃棄物焼却炉の燃料用軽油移送ポンプ（A）の点検において、主軸外径とカップリング内径の嵌合部の隙間値に管理値外れが認められたため、当該部を修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで